苓北地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３号
北海道小樽市長橋５丁目７番608号　ＳＡＫＵＲＡ　ＡＰＡＲＴＭＥＮＴ
債務者　伊藤　房枝
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１５号
北海道小樽市奥沢３丁目21番11号
債務者　遠藤　成美
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５０号
仙台市太白区東中田３丁目10番27号　イーストスクエア102
債務者　内田　正樹
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１００４号
千葉市若葉区大宮町2880番地171
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９５号
千葉市若葉区都賀２丁目１番１号　ゴールドサポート若葉212号
債務者　野邑　健一
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
千葉市若葉区西都賀４丁目３番20号　シャンテ都賀202号
債務者　目黒　和子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４１号
新潟市中央区南笹口１丁目14番３号　コーポ日光210号、前住所新潟県佐渡市両津湊102番地
債務者　中村　　貢
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
新潟市東区上木戸５丁目９番56号　サンハイム202号
債務者　濱崎　真一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　新潟地方裁判所民事部